施設の表示	名称 ボートパーク福山
	所在 福山市新涯町二丁目地先
	明細
使用目的	船舶係留のため
使用期間	年 月 日から 2026 年 3月 31日まで
利用料金	1か月: 円(税込) ※条例改正等で利用料を変更する場合がある

今回申請する港湾施設の使用については、広島県港湾施設管理条例、広島県港湾施設管理規則その他広島県及び指定管理者が定める使用基準および使用許可に際して付される条件を遵守するとともに、次のとおり誓約します。

また, 許可を受けるに当たっては, 広島県港湾管理規則第2条の2第1項第6号により準用する第1号から第 5 号までの各号に掲げる基準に該当しないことおよび使用許可申請の内容に虚偽の記載がないことを誓約します。

- 1 申請者又は全ての共同所有者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 2 申請者が法人の場合は、その法人は法第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- 3 申請者が法人の場合は、法人の役員は法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

年 月 日

₹

住所

氏名

福山地域ボートパーク運営共同企業体 様